

[刑法]

1 1. 甲と乙が、Aが確実に留守をしているとされた時間にA宅に侵入した行為
2 に、住居侵入罪の共同正犯(130条、60条)が成立する。

3 2. 甲と乙が上記時間に帰宅したAの身体を捕まえながら顔面を殴りつけた行
4 為に傷害致死罪の共同正犯(205条、60条)が成立するか。

5 (1) まず、「傷害し」とは、暴行等により人の生理機能を障害したことをい
6 う。乙がAの身体を捕まえ、甲がその顔面を手拳で数回殴りつけるという
7 暴行によりAを昏睡させているから、甲らはAの「身体を傷害し」とい
8 える。

9 (2) 次に、Aは上記暴行により生じた脳出血が致命傷となって死亡している
10 から、甲らの暴行に「よって」Aは死亡している。

11 (3) そして、同罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、暴行の故意が
12 あれば故意(38条1項)が認められる。甲らには少なくとも暴行の故意が
13 あるから、同罪の故意も認められる。よって、同罪が成立する。

14 3. 甲と乙が再度A宅に侵入した行為に住居侵入罪が成立しそうだが、Aはそ
15 の時点で死亡していたから、管理者の意思に反する立ち入りがなく、成立し
16 ない。

17 4. 甲と乙が倒れたAの腹部を果物ナイフで刺し、現金500万円を奪った行為
18 に強盗傷人罪(240条、236条1項)はAが既に死亡していた事実から成立
19 しない。そこで、窃盗罪の共謀共同正犯(235条、60条)が成立するか。

20 (1) 自手実行がなくても、共謀や役割分担により共同正犯の処罰根拠たる法
21 益侵害の共同惹起を実現できるから、共謀共同正犯も①共謀②基づく実行
22 行為③正犯性を要件として認められる。

23 (2) 甲と乙は、Aを殺したうえで書斎を探して現金を奪うことを決意してい
24 る(①)。また、甲はA宅の外で見張りをするという重要な役割を果たし、
25 奪った500万円は二人で半分ずつ分け合っているから利害関係も認められ、
26 正犯性が認められる(③)では、甲らには共謀に基づく実行行為があるか。
27 Aがすでに死亡していたことから窃盗罪の実行行為を行なっているかどう
28 かの点で問題となる。

29 ア. 死者の占有は原則として認められないが、致死行為を利用して財物を
30 奪取した者との関係では、被害者の生前の占有の要保護性が認められ、

1 占有が認められる。

2 イ. 甲と乙は、上記2の行為でAを死亡させた者であり、その状態を利用
3 して500万円を書斎から持ち去っているから、甲や乙との関係では、A
4 の生前の占有を保護すべきであり、占有が認められる。したがって、基
5 づく実行行為(②)が認められ、故意に欠けることもないから同罪が成
6 立する。

7 5. 乙がAの腹部を果物ナイフで何度も刺した行為に死体損壊罪(190条)が
8 成立するか問題となるが、Aは殺人未遂罪の故意しかなく、両者には構成要
9 件や法益の重なりもないから、抽象的事実の錯誤を理由として故意が阻却さ
10 れ、同罪は成立しない。 以上